

## 青森県最低賃金

平成27年10月18日から

# 時間額 695円

### 青森県特定(産業別)最低賃金

平成27年12月21日から

產	業 業	名	時間額	
鉄	卸	業	816円	
電子部品・デバイス・電子回路、電気 機械器具、情報通信機械器具製造業 750円				
各種	商品小	売 業	743円	
自重	動 車 小	売業	782円	

※ 最低賃金に関するご相談・お問い合わせは

青森労働局 労働基準部 賃金室 (TEL 017-734-4114)又は最寄りの労働基準監督署へ。

青森労働局のホームページ(http://aomori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/)でもご覧いただけます。

この表を労働者の見やすい場所に掲示してください(最低賃金法第8条)

#### もう、チェックした?

## 青森県の最低賃金



最低賃金の件名	適用範囲
青森県最低賃金 時間額 695円 平成27年10月18日から	産業や職種に関わりなく県内で働く常用・臨時・パートなどすべての労働者と、労働者を一人でも使用しているすべての使用者に適用されます。 なお、次の4産業は該当する特定(産業別)最低賃金が適用されます。

最低賃金の件名		適用範囲	適 用 除 外 (上記の青森県最低賃金が適用されます)
	鉄鋼業 時間額 816円 平成27年12月21日から	鉄鋼業 ただし、高炉による製鉄業、表面処理 鋼材製造業を除きます。	<ul><li>(1) 18歳未満又は65歳以上の労働者</li><li>(2) 雇入れ後6月未満であって、技能習得中の労働者</li><li>(3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する労働者</li></ul>
青森県特定(産業別)員	電子部品・デバイス・電子 回路、電気機械器具、情 報通信機械器具製造業 時間額 750円 平成27年12月21日から	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ただし、電球・電気照明器具製造業、 医療用計測器製造業(心電計製造業を除く)及び電子計算機・同附属装置製 造業を除きます。	(1) 18歳未満又は65歳以上の労働者 (2) 雇入れ後6月未満であって、技能習 得中の労働者 (3) 部分品・機器等の組立て又は加工業 務のうち、小型電動工具又は手工具を 用いて行うかしめ、バリ取り、巻線、穴 あけ、部分品の取付け又は小型機器 の簡易な操作に主として従事する労働 者 (4) 清掃、片付け、賄い、運搬又は警備 の業務に主として従事する労働者
最低賃金	各種商品小売業時間額 743円	各種商品小売業 (衣食住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判	(1) 18歳未満又は65歳以上の労働者 (2) 雇入れ後3月未満であって、技能習 得中の労働者 (3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主と
	平成27年12月21日から	別できない事業所)	して従事する労働者 (1) 18歳未満又は65歳以上の労働者
	自動車小売業 時間額 782円 平成27年12月21日から	自動車(新車)小売業、中古自動車小売業、自動車部分品・附属品小売業 ただし、二輪自動車小売業(原動機 付自転車を含む)を除きます。	<ul><li>(2) 雇入れ後3月未満であって、技能習得中の労働者</li><li>(3) 清掃、片付け、洗車又は賄いの業務に主として従事する労働者</li></ul>

#### 《最低賃金額の算定に含まれない賃金》

精皆勤手当/通勤手当/家族手当/臨時に支払われる賃金/1月をこえる期間ごとに支払われる賃金(賞与・期末手当等)/時間外労働・休日労働に対して支払われる賃金及び深夜労働に対する割増部分の賃金

※ 最低賃金に関するご相談・お問い合わせは

青森労働局 労働基準部 賃金室 (TEL 017-734-4114)又は最寄りの労働基準監督署へ。

青森労働局のホームページ(http://aomori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/)でもご覧いただけます。

この表を労働者の見やすい場所に掲示してください(最低賃金法第8条)